乙号之六号

当使管内鹿猟規則別紙ノ通相定メ候條此段上申候也

明治九年十月十七日　開拓長官黒田清隆

太政大臣三條實美殿

甲第十一号

当役宮内庶務規則ノ内ヘ加入ノ事ヲ
本年ヨリ施行ス各々達ス

明治九年十月十日　宇都宮友照　黒田清綱

業海免麻猟規則

麻ハ業海免ノ者ニシテ更利タル者ニトセス然ル
ニ若シ猟法制限ヲ犯シ因テ妄猟濫殺等ノ
法ヲ缺クノミナラス自然更稀ヲ減シ更将使ヲ害シ
人民ヲ苦ムル等ニ至ラントスル者ニハ保護
シ得ル更利ヲ失ハサラシメンカ為メ茲ニ規則ヲ設ケ
ノ如シ

第壱條

免許鑑札ヲクシテ麻猟ヲナスハ自今之ヲ禁ス

第弐條

麻猟者願ノ者ハ左ノ書式ニ準シ地方庁(所在ノ庁ヲ云フ)
願出差出シ免許鑑札ヲ受クヘシ

但免許鑑札ハ麻猟ノ者ニ限リ之ヲ與フヘシ

第三條

鉱区ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ提出スヘシ

一　住所氏名（法人ニ在リテハ名称及代表者ノ住所氏名）

一　鉱区ノ位置及面積

一　採掘ノ目的

第四條

採掘ノ免許ヲ受ケタル者ハ免許ノ日ヨリ六箇月以内ニ鉱業ヲ開始スヘシ

第五條

免許鉱区ヲ受ケタル者ハ鉱区毎ニ毒矢ヲ以テ猟業スルヲ禁ス

第六條

鉱区ハ一期限ノミ効力アリトス且一己ノ用トナスヘキモノニテ貸借賃貸譲受スルヲ禁ス

第七條

猟業ハ十一月一日ヨリ翌年二月二十八日（閏年ハ二十九日）迄ヲ一期限トシ之ヲ期限ノ外ニ猟ヲ禁ス

但各鉱区ハ毎年三月毎期限ノ初日ヨリ受ケタル地ヲ廃ヘサルヘシ

第八條

十六歳未満ノ幼者及妙規則ヲ犯シタル者ヲ山林等ノ管守者ハ鉱区ヲ与フヘカラス

第九條

鉱区内ノ者ノ名ヲ以テ人家ヲ距ル五町以内及作毛植付ケ禁猟鳥獣ノ棲所等ニ於テ発砲スヘカラス

第十條

妙規則ヲ犯ス者ハ三条ヨリ処シ各ヨリ多カラサル罰金ヲ科スヘシ

第十一條

私則ノ名ヲ他ヨリ許サヽル事

私則ヲ私人ヨリ永ノ年ヲ以テ貸ス

但シ出許ニ係ル私人ヨリ償ハシムベシ

願書式

鹿猟願書

一何銃　但玉目何匁

石薬筒ノ銃ヲ以テ鹿猟営業仕度尺定則ノ税金上納候間免許鑑札御渡被下度此段奉願候也

年月日　　茅伺人又ハ区村戸長ノ方ニ差出ス人ヲシテ本受ケ高ヲ取ラシム

願人　苗字名印

保証人　苗字名印

地主或ハ家主之

乙第百七号

官有告示ノ写之申

札幌支廳准陸軍大尉廣田正之ヨリ左ノ通リ届ケ出デ
タルノ外ニ他ニ届ケ出ノ者ナキ旨申出ニ付此段届ケ
出ル

本月七日現在ニテ当庁ニ於テ准陸軍少佐永山武四郎ヨリ申出ノ
件左ノ通リ

明治九年十月廿一日　開拓長官黒田清隆

太政大臣三條実美殿

開拓使

之則書ノ通お達ニ付

年月日　　区戸長　苗字名印